

凡 例

一 本書は、文政六年（一八二三）六月から同十二年十月までの水戸領久慈郡太田村郷士小沢弥三衛門による「御用留」（常陸太田市小沢家蔵 竪帳）から海防に関する記述を抄出したものである。

その中で海防に関する記事は、文政六年六月から翌七年三月までに限られている。

二 翻刻にあたり次のように取り扱った。

（一） 読点「」並列点「・」は編者による。

（二） 漢字は常用漢字を用いたが、一部正字用いた。

（三） 使用した符号は次のとおり。

（） 編者による補足・訂正・註記

「」 表紙・朱書の部分

□ 虫損などにより判読不能文字、字数を確定できないときは「」によつて示した。

■ ■ 削除 判読できなかつた文字

、、、見せ消ち

○ 海防以外の記事が挟み込まれてゐることを示す。

（四） 助詞の者・而・茂・江・与・而已は、漢字を小さくして示した。

（五） 合字の方はそのままに示した。

癸文政六年

御用留

未六月吉日

(裏表紙)

六月十五日 小沢弥三衛門様

大関恒衛門

右会所方者十五日七ツ過参着、夜正五ツ時出立、八ツ時村松着ニ相成候事

御郡奉行中江

村松詰

大内勘衛門

小沢弥三衛門

白石平八郎

病氣引黒沢彦兵衛黒沢替り
鴨志田又左衛門

大谷周助

川尻詰

長久保源太夫

野口友次郎

西丸勇次郎

水木詰

小林彦次衛門

岡部新次衛門

佐川八之進

長山万次郎

武藤七之介

小沢

〔

〕

(裏表紙)

〔

六月十五日 小沢弥三衛門様

大関恒衛門

一 異国船相見江候ニ付村松出役被仰付候条、配符參

着次第火事裝束ニ而罷出、石神役所支配之者江着届い

たし旅宿等指図ヲ受候様可被致候、着日ニ鉄砲玉薬等却而相渡ニ相成候、其旨御心得可被有之候、以上

一 異国船所々ニ相見江候ニ付為御手当ヲ村松・水木・
川尻三ヶ所江郷士五人宛并獵師五拾人宛相詰候事

一 右三ヶ所へ相堅候御人数、其場所而已と不相心得、
異国船着岸之程ヲ見合、防戦見切等宜地へ場所替之儀も可有之候条

是等之如も見切肝要ニ候事

村松御詰合様中

一 相詰候御人数、其場所ヲ相放レ自分勝手ニ通行致候儀堅ク可為禁制候、若違配^(マツ)之者於有之ニ者後日ニ御沙汰可有之候条、兼而可被申含置事

右先刻得御意候御達候面写取相廻候条、御順覽可被成候

〔抹消〕
供連之控

十六日 御郡方 会所
大内勘衛門様

大谷周介様
黒沢彥兵衛様
小沢弥三衛門様

供連之控

一 御徒目付岡田佐二衛門見廻りニ來ル

一 騎馬 火事羽織ぬり笠
若党式人 ハツヒ、モ、引、ぬり笠
但シ老人手習持也 口附式人
同断 鎧持老人 草り取老人
但シ草り取兼候事 箱持老人
同断 具足箱老人 手人ニ致度候得共人足ニ而も宜し
同断 夜中者高張持人足老人

○

以廻状致啓上候、□者頭事今廿二日早朝河原子^カ出立、長砂迄海岸通り致見分候も只今先触相届、勿論各様方ニも海岸御見分被成度候ハ、御兩人ハ御旅宿ニ御揃、外御三人ハ豊岡境へ御出張、頭一同御見分可被成候旨旁々申來候間、此段得御意候、以上

六月廿二日

御郡方
会所

七月八日

清水
桑名

以書付致啓上候、獵師共代り合之儀、伺出置候所、此節^カ為代り合跡詰獵師之儀ハ日數十五日代り合申付候様御達ニ相成候ニ付、代り之者大里・八田^{八田}へ掛ケ相成候旨役所^カ申參候間、罷越次第為代り合可申候得共、此段御心得ニ得御意候、以上

五人

返し被成候様奉存候、貴答迄早々如此御座候、以上

七月十七日

小沢弥三衛門様

桑名宗兵衛

以書付致啓上候、今朝ハ御来駕被下候処手元取廻早々
御帰□□其節被仰聞候御貸人一件御申合仕候得共、近々
愚患致候へハ当日旅宿相勤候者一体ニ參兼候様ニ御取扱
ニ指支候間又々御相談仕度候得ハ、御手違御座候歟鳥渡

御出ニ致度、此段得御意候、以上

七月十三日

清水嘉衛門

桑名 宗平

小沢弥三衛門様
鴨志田又左衛門様

以廻状致啓上候、此度獵師共御入替ニ付別団之通人別相
替候間、此段為御心得書付相廻し候条左様御心得被成
候、御覽後御順達可被候、以上

七月十一日

両人

尚々、此度代り合ニ相詰候獵師共、各様方御旅宿へ
今日罷出候様相達申候間旁々御心得ニ得御意候

口上

拙者之□尺氣合御座候処弥々安静罷成御勤仕□□三奉存
候、然者箕村獵師伊之衛門儀親之病氣ニ付御暇相願、同
村獵師市三郎江代り合指遣候所、段々全快趣之由ニ而只
今罷帰り申候、依而市三郎儀者相戻シ可申候、此段御届
申度如此御座候、以上

七月十七日

小沢弥三衛門

桑名宗兵衛様

文金八両三分小粒 但シ壹人ニ付金壹両三分宛

不勝元氣ニ御座候所、御安泰被成御勤仕候由奉賀上候、
然者箕村獵師伊之衛門儀親病氣ニ而代り之者指出鳥渡罷
帰り候ニ付、代り之者御返し可被成候旨承知仕候間、御

此度被下金御請取手形役所江相廻シ申候処、本請取手形
取受、又候役所へ相廻シ可申旨昨夜別紙手形相廻り候間
村役人江為持遣候条御印形御究御廻シ可被下候、以上
七月廿二日
御詰合様中
御郡方
会所

口上覚

文政六年
未七月
大谷周助印
白石平八郎印

鴨志田又左衛門印

別紙

小沢弥三衛門印

大内勘衛門印

水木・川尻両村御手当万之節、是迄之通被仰付
候ニ付、御武器類ハ乍勿論是迄之通御渡置ニ相成候
旨御郡奉行へ御達之事

中村五藤治殿 梶清次衛門⁽³⁾

佐野将監殿

梶清次衛門

異国船為御手當テ去々月中御人數御指出之所此度御引揚
ニ相成、右御引揚後防禦御手當テ御船手方へ被仰付、

是迄御船手方附属廻村獵師式拾人江此度十五人御増、都

旨、獵師ハ十五日替り、被下金壹日ニ付銀壹匁分三厘
ツ、相濟候段御郡奉行へ相達候事

吉村伝衛門江

梶清次衛門江

未八月廿一日

合三十五人御舟手方へ附属被仰付候条、新ニ御付之獵
師十五人湊村近村^郷ニ而相撰可被申出候

但シ此度御人數御指出之砌ハ是迄之御船手付獵師式拾
人之内早速相詰候者も在之趣ニ候所攝不同之由相聞候
条、已來異變之節ハ無達之速御殿地江走付候様屹度被
相達候、異変合図之様可被相達候

海防御手當御自分方先達而御指出相成居候処、村松詰ハ
不殘為御引、水木・川尻江郷士壱人・獵師十人ツ、御指
出之所、万之一節両村御手當是迄之通郷士五人、獵師五
十人警固被仰付候ニ付、一同速右場所江走集嚴重相堅
候様御達有之候条、其旨兼而御心得可被有之候、以上
九月四日 大関恒衛門

大関恒衛門

一 村松・水木・川尻三ヶ村へ御人數御指出ニ相成候所、
村松村警固之分ハ丸ニ御引拵、水木・川尻両村堅之
分此度^カ郷士壱人・獵師十人宛為□□詰切、海岸防
禦致候様可被相達事

但シ万之節ハ両村御手當テ之儀是迄之通り郷士五

人・獵師五十人警固被仰付候条一同速ニ右場所へ走
集、嚴重相堅候様可被相達候

追達、小林真十郎へ八帰村後通達可被有之候、以上

別紙写之通御達有之候条其旨御心得見届順達可被有之
候、以上

村松御人數へ相渡置候着具・御武器ハ取調御矢倉
方へ可被相納候

附り

羽部源三郎様

武弓惣左衛門様

小沢弥三衛門様

八月廿九日

大関恒衛門

四人

右同断

右同断

○

右同断

右同断

以書付致啓達候、此度大閥恒衛門殿御役替被仰出候条其旨御心得、御順達可被成候

十月五日

今川 彦介

永井長十郎

土岐 玄介様

小林彥次衛門様

小沢弥三衛門様

羽部源三郎様

武弓惣左衛門様

小林真十郎様

五人

以書付致啓上候、此度高橋彥太夫当扱御郡奉行被仰付候間、其旨御心得御順達可被成候、以上

十二月十六日

永井長十郎

佐川藤次衛門

以書付致啓達候、年頭未御勤無御座候、尚又旧臘当郡御奉行出来候所、今以御越無御座候所、如何之御心得振二御座候哉、致承知度此段得御意候、已上

正月十三日

今川 彦介

永井長十郎

小沢

羽部

武弓

海防為御手当水木・川尻両濱江其許様方御指出被指置候所、此度丸二為御引ニ相成候得共、万ニ之節者初発御達之通り御指出ニ相成候間、兼而致手当置速ニ罷出候様御達之候ニ付、此段御心得得御意候間御順達可被成候、已上

十月十日

今川 彦介

栗田彥左衛門

五人

以廻文致啓達候、猶師共海防詰御用ニ限り帶刀勝手次第不苦候条、其旨御心得御順達可被成候、以上

三月廿日

石井源一郎

小林彥次衛門様

小沢弥三衛門様

右者御郡奉行役替後役出来不申候ニ付手代方申来候事

鴨志田又左衛門様

堀江権兵衛様

追加、塙太郎八殿海防御用御指出ニ相成候間、帰宅

次第其元様方より御通達并武弓惣次衛門殿願之上江戸

表へ罷登候間、下り次第是又御通達、羽部源三郎殿

御呵中ニ候間御免次第是又御通達可被成候、御頭出

府中ニ付我々より得御意候、以上

註

(1) 石神役所 石神組郡奉行所。那珂郡石神外宿村(東海村)に置かれた。村松・水木・川尻の三ヶ村を管轄する。

(2) 大関恒衛門 大里組郡奉行。奉行所(陣屋)は久慈郡大里村(常陸太田市)に置かれた。

(3) 梶清次衛門 石神組郡奉行

(4) 吉村伝衛門 浜田組郡奉行

〈附〉「続水戸紀年」の異国船記事

〔茨城県史料 近世政治編1〕所収

〔 〕は割書 () および読点は引用者

(文政五年五月)

廿七日東海異船見ニ、奥州平ヨリ防禦ノ人数ヲ出シテ手綱ヨリモ二番手マテ出スト云、去月朔浦賀ニ来リ、ソレヨリ銚子口来ル、六月二日北海ヲ通船ストイヘリ、風聞シキリ也「無名氏筆記」此時小田原大久保加賀守、川越

松平大和守ヨリモ人数ヲ出ストイヘリ「田丸氏筆記」

(文政六年)

五月初旬、久慈・水木ノ漁船洋中ニテ鯨ノ殞タルヲ見ルモノアリ、綱類ナト制作此国ノモノニアラス、一二本ヲ得テ郡万ニ出ス、廿五六日頃川尻ノ漁船モ夷船ニ逢テ乗

ウツリ、酒菓ナト得テ帰ル、平磯・磯濱ノ船モノリ移リ船中之容子ヲ伺ヒ帰ル、此船乗組四十人餘、内一人ハ崑崙児ト見ユ、船長サ二十八間餘横六七間餘、船上頭ニ大銃二挺ヲ備フ、船頭ノモノ左右并前ニ七挺ツ、二十一挺ノ鳥銃アリ、外ニ短筒三十挺アリ、言語一切通セス、眼ハ鳥ノ如シト云、又外ニモ十四五町ヲ隔テ一艘アリ、又

六月九日祝町下四五町沖ニ一艘来ル、平磯ノ舟ノリウツル、鯨四五尾アリ、油ヲ煎シ鯨骨ヲ薪トス、嗅氣鼻ヲ撲ツコト甚シ、鳥銃鎗鉾モアリ、皆刀ヲ帶ブ、漁船トハ云ヘカラス、注進頻也、因テ防禦ノ人数ヲ出サル、目付河万作左衛門、先手物頭安松伊兵衛・野沢儀衛門、各同心トモ鉄砲方竹谷忠衛門、手添岡部五郎衛門・田土部源藏、筆談役青山量助・杉山千太郎、郡奉行吉村伝衛門、其他徒目付下両役郡手代等出ル、五十匁炮二十挺、百匁十挺出ス、松川ヘハ一左右次第トテ手当アリ、先手物頭横山甚左衛門信礼、生熊治衛門・長富同心トモ其宅ニ集リ居ル、又森岡釜石湊ノ船ヨリモ注進アリテ曰、六月三日釜石出船ノ処金華山沖ヨリ久慈マテノ間夷船十七八艘

見ユト「端亭漫録」又村松・水木・川尻三処ニ獵師五十人ツ、郷士五人出ル、八月廿二日人数ヲ収ム「長尾田丸無名氏筆記」

河原子村山伏東光院一書ヲ作り漁父ヨリ夷船ノモノニ示ス、其答書一切読ヘカラス、館生モ読ミ得ス、後畜学者読テ曰、エンケレスノ船ニテ、魚ヲ捕ノ意ナリト、東光院作ル一書

漁於東海而與異方之海舶得相見者往古殆所希有也、然近年數得相見矣即雖數得相見異方言殊不能互陳心曲也時乃欲筆語則吾儕愚昧浅劣不知一丁字故相逢只空歸耳於是豫使他借毛生修尺一以陳情者也吾儕者日本帝国常陸州河原子村之漁夫也敢問卿曹者何邦之人而以何故乎到此東洋哉伏乞審焉文政六歳次癸未夏五月日日本国常陸州河原子村漁父某等言「端亭漫録」

船中ニ豕鶏ノ類多アリ、人物笠ヲ冠リ、髮赤ク短シ乱レチツム、長六尺ヨリ四尺四五寸位、崑崙兎二人アリ、頭役ノモノ机ニ倚テ書ヲヨム者アリ、大小銃及刀剣ノ類アリ、船長二十間、舟入六七間、三十五六人ノリトモ云、処ニヨリ訴ヘ出ル、大抵此類ナリ「同上」